

## 鶏の害虫駆除には 承認された動物用医薬品を 正しく使いましょう！

使用する前に、必ずラベルの確認を！

### < 表示例 >

動物用医薬品

(商品名)

有効成分

効能・効果

牛のマダニ、シラミ、サシバエの駆除

**鶏のワクモ、トリサシダニ、ハジラミの駆除**

**畜・鶏舎内の衛生害虫(ハエ、ワクモ)の駆除**

用法・用量

本剤を水で 倍に希釈し、畜・鶏舎に散布

使用禁止期間

牛：食用に供するためにと殺する前 日間

**鶏：食用に供する卵の産卵前 日間**

鶏の害虫に使用できる  
動物用医薬品の有効成分

- ・スピノサド
- ・エトキサゾール
- ・カルバリル
- ・ジクロロボス
- ・ジョチュウギクエキス
- ・トリクロルホン
- ・フェントロチオン
- ・フェノトリン
- ・フェノブカルブ
- ・フルメトリン
- ・プロボクスル
- ・ペルメトリン

テレビニュース、新聞等でご存知とは思いますが・・・

オランダで、食用動物への使用が認められていないフィプロニルがワクモ駆除の目的で違法に使用された結果、基準値を超える残留が確認され、数百万個を超える卵が回収される事態になっています。このニュースを他山の石とし、引き続き、動物用医薬品を正しく使用するためにも、ラベルの確認を励行してください。

神奈川県県央家畜保健衛生所

本 所 〒243 - 0417 海老名市本郷 3 6 5 8

電話：(046)238-9111 ファクシミリ：(046)238-9124

東部出張所 〒226 - 0015 横浜市緑区三保町 2 0 7 6

電話：(045)934-2378 ファクシミリ：(045)934-5432

